

横浜市の公園施設における熱中症の予防を理由としたキャンセル料の取扱いについて

横浜市の公園施設における熱中症の予防を理由としたキャンセル料の取扱いについてお知らせします。

対象施設においては、以下の適用条件に該当する場合、キャンセル料を徴収しないこととしますので、熱中症の予防を理由として施設の利用をキャンセルする旨を各施設管理者へお申し出ください。

◆適用条件

①利用日前日の 17 時(熱中症警戒アラートの発表時刻)以降に、環境省の暑さ指数(WBGT)観測地点「横浜」における利用日当日の予測最高暑さ指数が 31℃以上

②利用日当日に、環境省の暑さ指数(WBGT)観測地点「横浜」における予測最高暑さ指数が 31℃以上となった場合

①②のいずれかの場合において熱中症の予防を理由として施設の利用をキャンセルされる場合

(熱中症警戒アラートにおける「℃」の単位は、気温ではなく、暑さ指数の単位になります)

◆適用期間

国における熱中症警戒アラート提供期間

◆対象施設

清水ヶ丘公園体育館、各公園野球場、各公園庭球場(テニスコート)、各公園球技場・運動広場等